

アドビドキュメント認証サービスのためのエントラスト証明書加入契約

注意書—注意してお読みください：このアドビCDSのためのエントラスト証明書加入契約（「本契約」）は、加入者およびエントラスト間の法的な契約です。本契約は、www.entrust.net/CPSにおいてインターネットで入手できる「アドビCDSのためのエントラスト証明書実施規程」（「CPS」）を含みます。次に進む前に、本契約およびCPSをよくお読みください。本契約およびCPSは、随時変更され、本契約の一部をなし、本契約およびCPSは、お客様が本エントラスト証明書を使用する限定された権利を取得するための条件をすべて含むものです。

下記の「同意」のアイコンをクリックされた方またはエントラスト証明書の申込書を提出した方は、(i) 申請者および加入者を本契約（CPSを含みます）の条件に拘束する法的権限を有すること、および、(ii)申請者および加入者が本契約の条件によって法的に拘束されることを表明し保証するものとします。お客様が本契約の条件に同意しない場合、下記の「不同意」のアイコンをクリックし、申込手続を中止してください。

1. 定義

本契約およびCPS内に定義される大文字表記の用語の他に、下記の大文字表記の単語は、以下に定める意味を有するものとします。

「本開始日」とは、お客様が一通もしくは複数のエントラスト証明書の発行を受けたときをいいます。

「Adobe Root CA」とは、アドビCPに定めます。

「Adobe CP」とは、証明書ポリシーを記載した文書でhttp://www.adobe.com/security/pdfs/Adobe_CDS_CP_v101105clean.pdfにあります。

「エントラスト」とは、お客様が米国在住者である場合には、Entrust, Inc.をいい、その他の場合には、Entrust Limitedをいいます。

「エントラストグループ」とは、Entrust, Inc.、そのすべての子会社をいい、これ

らの下請業者、販売業者、代理人、サプライヤー、従業員または取締役を含みます。

「人」には、個人、会社、企業、信託、組合、有限責任会社、社団、ジョイントベンチャー、政府機関、公社またはその他法人もしくは営利団体を含みます。

「再販売業者」とは、エントラストからお客様へのエントラスト証明書を再販する許諾を与えられた法人をいいます。

「加入料」とは、お客様がエントラスト証明書を使用するために支払うべき料金としてエントラストが設定したものをいい、エントラストが随時エントラストのインターネットのウェブサイトに掲載しおよび／もしくはマネージメントサービスに含まれる文書に記載し、またはエントラストがお客様に発行した見積書に記載し、またはお客様がエントラスト（またはエントラストによって授權された再販売業者）に発行しエントラストが承諾した発注書に記載する料金です。上記に関わらず、お客様が再販売業者からエントラスト証明書を購入した場合、加入料は、当該再販売業者が当該再販売業者とエントラストとの間の契約書に従って当該加入料の所定の一部をエントラストに支払うことを条件として、お客様と当該再販売業者の間で合意した料金とします。

「本加入期間」とは、お客様がエントラスト証明書を購入するために加入した本開始日に始まり、当該エントラスト証明書の有効期間をいいます。いずれの場合においても、本加入期間は、本契約第8条に従って短縮されることがあります。

「お客様」、「お客様の」、または「加入者」とは、エントラスト証明書を受領するために本契約を締結した人をいいます。

2. サービスおよびライセンス

(a) エントラスト証明書の発行： お客様からエントラスト証明書の申込を受領した場合、エントラストまたは登録局（「RA」）は、加入者が提出した情報について（CPSに記載するとおり）限定的な確認を行います。確認の終了後、エントラストは、お客様に（お客様が支払った加入料の額に応じて）一通もしくは複数のエントラスト証明書を発行します。エントラストは、お客様にエントラスト証明書を発行した場合、当該エントラスト証明書を情報検索のために利

用可能にします。

(b) ライセンスの付与： エントラストは、本契約の条件に従って、加入者に対して、エントラスト証明書を使用する非独占的かつ譲渡不可能なライセンスを与えます。ただし、(i)加入者は、加入者の関連事業に関するPDF（「PDF」）文書の電子署名と確認のためにのみ、本契約およびCPSに従って、エントラスト証明書（なお、すべてのエントラスト証明書を含みます）を使用することができます。お客様は、お客様がエントラストまたはその再販売業者から購入したエントラスト証明書の数のみを配布することができます。エントラスト証明書ならびにそのすべての改変物、改良物および二次的著作物は、すべての権利、権限および利益（ならびにすべての知的財産権）とともに、エントラストおよび/またはその第三者ライセンサーの単独かつ排他的な財産として留保されるものとします。加入者は、本契約およびCPSに定めのない限り、エントラスト証明書のコピーを複製し、変更し、翻案しまたは合体させてはなりません。契約上の制限にもかかわらず法律がかかる制限を明示的に禁止する場合を除いて、加入者は、エントラスト証明書を翻訳し、リーバスエンジニアリングし、逆コンパイルしまたは逆アセンブルしてはなりません。加入者は、輸入、輸出、ライセンスおよびデータ保護に関する法律を含むすべての適用法令（かかる適用法令は本件企業がエントラスト証明書を輸出、輸入または使用する権利または本証明書に個人情報を含める権利のほか、本契約に基づいて規定される行為に適用があるので）を遵守しなければなりません。加入者は、(a)本加入期間が満了した場合、または(b)加入者がCPSを含む本契約に違反した場合には、エントラスト証明書の使用をただちに中止するものとします。

3. 費用

お客様は、お客様に発行されたエントラスト証明書のすべてについて所定の加入料および付加税を支払うものとします。支払いは、エントラスト証明書に対するエントラストの請求書を受領した日から30日以内に行うものとします。ただし、お客様がエントラスト証明書を再販売業者から購入した場合には、支払条件は、お客様と当該再販売業者の間で設定した支払条件とします。お客様がお客様に提供されたエントラスト証明書に対して所定の料金を支払わない場合（またはお客様がエントラスト証明書を再販売業者から購入し、かかる再販売業者がエントラストとの契約に従ってエントラスト証明書に対する所定の料金を支払わない場合）には、加入者は、エントラスト証明書（すべてのエントラスト証明書を含む）を利用することができません。また、この場合、エントラ

ストは、お客様がエントラスト証明書の追加を求める申し込みの手続を拒否し、かつすべてのエントラスト証明書を取り消すことができます。本契約に基づいてエントラストに支払うべき金額は、請求書を発行するエントラストグループのメンバーに支払われなければなりません。

4. 表明、証明および追加的義務

加入者は、以下を表明し保証します：

- (i) エントラストとRAとの通信において、加入者が自己を正確に表示していること。
- (ii) 常に、エントラスト証明書において公開鍵に対応する秘密鍵を保護するために、**FIPS 140-1 Level 2** スタンダードに合致するか、それ以上の暗号化ハードウェアモジュールを使用すること。
- (iii) 秘密鍵が、不正使用されまたは不正使用されていると合理的に考えられる疑いがある場合には、エントラストに対し、速やかに通知すること。当該通知は、CPSに記載されるエントラストのポリシー・オーソリティに対してなされるものとしします。
- (iv) 本契約、アドビCPSおよび適用のある加入契約におけるすべての条件または制限を遵守すること。

エントラストとアドビは、本契約、アドビCPSおよびCPSに定める義務に違反した加入者の証明書を取り消す権利を留保します。

加入者は、エントラスト証明書を直接申し込むことも、加入者または加入者の集団を代行する団体が、エントラスト証明書を申し込むこともできます。

エントラスト証明書および関連情報は、輸出、輸入および／または使用の規制対象になることがあります。加入者は、核兵器、化学兵器または生物兵器の拡散に関するすべての法律または規則、その他エントラスト証明書または関連情報を使用する加入者の権利に適用されるすべての法律および規則を遵守するものとしします。加入者は、エントラスト証明書または関連情報の輸出、輸入および／または使用に必要なすべての免許および許可を取得する責任を負うものとしします。エントラスト証明書の処理においてまたはそれに関連して使用される一定の暗号化技術、ソフトウェア、ハードウェアおよびファームウェア（「本件技術」）は、輸出、輸入および／または使用の規制対象になることがあります。

す。加入者は、本件技術または関連情報を輸出し、輸入または使用する加入者の権利に適用されるすべての法律または規則を遵守するものとします。加入者は、本件技術または関連情報の輸出、輸入および／または使用に必要なすべての免許および許可を取得する責任を負うものとします。

4(a) 申請者が個人の場合：

申請者が、当該個人の名義で、または組織における当該個人の職務名義で、証明書を申請する個人加入者である場合、加入者は：

- (i) 信頼性のあるシステムを用い、ペアの公開鍵を作成し、秘密鍵の紛失、公開または無断使用がないよう合理的な注意をします；
- (ii) 証明書の申請書に含まれる加入者の提供し情報および表明が真実であることを保証します；
- (iii) エントラスト証明書の受領の際、証明書における加入者識別情報が真実かつ正確であることを確認し、当該情報が不正確である場合はエントラストに通知します；
- (iv) 証明書は、本契約、アドビCP、適用のある加入契約および適用法令に従って、CDSの目的にのみ用います；
- (v) 加入者の秘密鍵について紛失、公開またはその他の不正使用がありまたはそれが疑われる場合、エントラストのポリシー・オーソリティに対し、直ちに、書面によって、証明書の取消を求める請求を送付します；
- (vi) (i) エントラスト証明書の期間満了もしくは取消の通知により、または(ii) エントラスト証明書の公開鍵に対応する秘密鍵について不正使用もしくはセキュリティ危機が実際に生じもしくはその疑いがある場合、エントラスト証明書の使用を直ちに中止し、本契約に従ってエントラスト証明書に含まれている公開鍵に対応する秘密鍵を破棄します。

4 (b) 申請者が個人加入者のために証明書を取得する組織である場合

申請者が、個人の加入者のために（当該個人の名義で、または組織における当該個人の職務名義で）エントラスト証明書を取得し、管理する組織である場合、申請する組織は、以下の事項を求められます。

- (i) 加入者が認識と明確な作為がある場合にのみ秘密鍵が使用されるようにする処理手順を保持すること；

- (ii) 誰が特定の文書に署名したかが明らかになる情報を保持すること；
- (iii) エントラスト証明書主体が、証明書が発行される目的に適切なセキュリティトレーニングを受けるようにすること；
- (iv) 加入者の秘密鍵の紛失、開示またはその他の不正使用が実際に存在した場合は疑われる場合、エントラストのポリシー・オーソリティに対して証明書の取消しを求める要請書を直ちに送付すること；
- (v) 証明書に記載の加入者または、証明書の公開鍵に対応する秘密鍵の使用について責任を負う者が、加入契約を締結し、本契約、CPS、アドビCPおよびすべての適用法令を遵守することに同意すること。

4(c) 申請者が、組織のために証明書を取得し管理する組織である場合（たとえば機関証明書）

申請者が組織のために証明書を取得し管理する組織である場合（たとえば機関証明書）、申請者である組織は：

- (i) 組織（証明書管理者）内の個人が認識と明確な作為がある場合にのみ秘密鍵が使用されるようにする処理手順（開始データ変更を含みます）を保持します。
- (ii) 誰が特定の文書に署名したかが明らかになる情報を保持します；
- (iii) 証明書管理者が、証明書が発行される目的に適切な安全訓練を受けていることを保証します；
- (iv) 組織の構成員内において機関証明書の共有が行われないようにします；
- (v) 証明書における組織の識別情報が真実かつ正確であることを確認し、当該情報が不正確である場合には直ちにエントラストに通知します；
- (vi) 加入者の秘密鍵について紛失、開示またはその他の不正使用が実際に存在した場合は疑われる場合、エントラストのポリシー・オーソリティに対して証明書の取消しを求める請求書を直ちに送付します；
- (v) 証明書管理者が、本契約、アドビCP、CPSおよびすべての適用法令を遵守することに同意することを保証します。

4(d) 追加的義務

加入者と申請者は、エントラスト、アドビおよび当該加入者に対して発行されたエントラスト証明書に依拠し、使用するすべての第三者に対し、以下を表明し、保証します：

- (i) エントラストが提供する証明書の発行に関連して、エントラストおよびRAに対して、証明書依頼書において提供されおよびその他エントラストの要求によって提供されたすべての情報が、正確かつ完全であり、何ら誤り、省略、不実表示を含まないこと；
- (ii) エントラスト証明書の申請に関連してエントラストに提出された公開鍵に対応する秘密鍵が適切な暗号化技術を使用して作成され、また常に当該秘密鍵（および付帯するアクセス情報または装置—例えばパスワードまたはトークン）に対する単独の管理を維持し、これを秘密に保持し、かつこれを適切に保護するために必要なすべての手段を取っていること；
- (iii) エントラスト証明書の申請に関連してエントラストまたはRAに提供した情報がいかなる国においてもいかなる人、団体または組織の保有する知的財産権その他の権利を侵害し、不正利用し、希釈し、不正競争し、またはその他違反しないこと；
- (iv) お客様が各本証明書のデータが正確であることを審査し確認するまで当該本証明書をインストールまたは使用しないこと；
- (v) PDF文書に署名するためにのみ、証明書を使用すること；
- (vi) エントラスト証明書の申請に含まれる情報に変更を生じた場合またはなんらかの状況の変化によってエントラスト証明申請書に含まれる情報が誤解を生じもしくは不正確となる場合には、エントラストにただちに通知すること；
- (vii) (1)加入者のエントラスト証明書に含まれる情報に変更を生じ、もしくはなんらかの状況の変化によって加入者のエントラスト証明書に含まれる情報が誤解を生じもしくは不正確となる場合、または(2)エントラスト証明書の公開鍵に付帯する秘密鍵について不正使用もしくはセキュリティ危機が実際に生じもしくはその疑いがある場合には、エントラスト証明書およびこれに付帯する秘密鍵の使用をただちに中止し、加入者はエントラスト証明書の取り消しを速やかに求めること；
- (viii) エントラスト証明書の期間満了または取消により、証明書の使用を中止すること；
- (ix) エントラスト証明書発行サービスを有害または違法な行為（不法行為を含みます）に使用しないこと；
- (x) エントラスト証明書に名前を記載された者が加入者に該当すること。

5. 保証の放棄

加入契約またはアドビCPにおける保証の放棄に加え、本契約またはアドビCPに

明記される場合を除き、エントラストグループおよびAdobe Root CAは、下記の保証を含め、CDS PKIにおいて発行された証明書に関するすべての保証を放棄します：

- (i) 証明書に含まれる情報、またはエントラストCA またはAdobe Root CA以外の団体が編集、発行もしくは頒布またはそれに代わって編集、発行もしくは頒布された情報について、その正確性、正当性、信頼性、完全性、現在性、商品性または適合性に関する保証；
- (ii) Adobe Root CAまたはエントラストCA以外の団体が導入した暗号化技術によって提供されたセキュリティーに関する保証；
- (iii) 証明書に含まれる情報の表明に関する保証；
- (iv) メッセージを拒否しなかった殊に関する保証；および
- (v) ソフトウェアまたはアプリケーションに関する保証。

エントラストグループおよびAdobe Root CAは、特に、商品性、非侵害、権利保有、満足的品質および／または特定目的適合性について、いかなる表明、保証および契約条件も行いません。

6. 損害賠償責任の制限

エントラストグループおよびAdobe Root CAは、使用、収入または利益の損失、データの消失または損害、その他の商業的経済的損失について、または直接的、間接的、偶発的、特別的、懲罰的または派生的損害すべてについて、その損害の可能性について知らされ、または予見可能であったとしても、問題の依拠当事者、またはその他の人または団体に対して、いかなる場合においても、責任を負いません。この制限は、本契約の重要な違反または重要な規定の違反についても、適用されます。

アドビCPにおいて明示の定めがある場合を除き、Adobe Root CAは、エントラストが発行した証明書に依拠した取引について、何ら責任または義務を負いません。

本契約に明示の定めがある場合を除き、エントラストグループは、エントラスト以外の者が発行した証明書に依拠した取引について、何ら責任または義務を負いません。

いかなる場合においても、エントラスト証明書、エントラスト証明書に関して提供されるサービスから発生しまたはこれらに関連して発生（エントラスト証明書の使用もしくは依拠を含む）する、エントラストグループが、申請者、加入者、依拠当事者またはその他の人、団体もしくは組織に対して負担する損害賠償責任の累積額は、加入者、依拠当事者または者、企業もしくは組織に対する累積的責任は、5,000.00米ドル（「累積的損害賠償上限額」）を越えないものとします。この制限は、当該エントラスト証明書または当該エントラスト証明書に関して提供されたサービスから生じまたはこれに関連して生じた取引の数または訴訟事件の数にかかわらず、エントラスト証明書ごとに適用されます。上記の制限は、契約（契約の基礎に対する違反を含みます）、不法行為（過失責任を含みます）、法律またはその他の責任理論に基づくかを問わず、直接的、間接的、特別的、制定法上、懲罰的、派生的、信賴的または付随的な損害賠償を含む損害賠償責任に適用されるものとします。

いかなる場合においても、エントラスト証明書またはエントラスト証明書に関連して提供されたサービスからまたはこれに関連していずれかの当事者に生じた責任は、前項に定める累積的損害賠償上限額を越えないものとし、累積的損害賠償上限額のもとで適用される金額は、管轄裁判所による命令がない限り、最終的紛争解決のため、最も早いクレームに最初に配分されます。いかなる場合においても、エントラストグループは、エントラスト証明書またはエントラスト証明書に関して提供されたサービスのために、請求者間の配分にかかわらず、累積的損害賠償上限額以上の支払義務を負いません。

上記の責任制限は、本契約に記載された限定的救済の本質的目的が失敗した場合であっても、また、エントラストグループまたはアドビCAが当該損害の可能性について知らされていた場合であっても、適用されるものとします。

いくつかの国においては、派生的または付随的損害に対する損害賠償責任の排除または制限を認めず、前記の責任制限が一定の申請者、加入者、依拠当事者または人、企業または組織に適用されないことがあります。

表明、保証および条件の放棄ならびに本契約の責任制限規定は、本契約および加入契約の不可欠の一部を構成します。

すべての申請者、加入者、依拠当事者ならびに人、企業および組織は、表明、保証および条件の放棄ならびに本契約の責任制限規定がなければ、エントラス

トが、加入者にエントラスト証明書を発行することはないこと、またこれらの規定は合理的なリスクの配分を定めるものであること、を確認します。

7. 加入者の損害賠償

加入者は、アドビとエントラストグループ（「損害賠償を受ける当事者」と総称します）に対し、エントラスト証明書に依拠した当事者による信頼、またはエントラスト証明書に関して提供されたサービスから生じまたはこれに関連するすべての責任、損失、費用、損害、クレームおよび和解金額（合理的な弁護士費用、裁判費用、鑑定費用を含む）から生じた損害を賠償し、責任を負います。これには、(I)エントラスト証明書の使用または申請における加入者の誤り、不実表示または不作為、(II)エントラスト証明書に含まれる加入者による情報の修正、(III)本契約、加入契約、依拠当事者の契約、アドビCPおよび適用法令によって認められないエントラスト証明書の使用、(IV) 当該加入者のエントラスト証明書における公開鍵に対応する秘密鍵の紛失、開示、盗用または無断使用をさけるため、必要な注意をしなかったこと、または(V)加入者のエントラストの使用または加入者のエントラスト証明書に含まれる情報が、国を問わず権利（知的財産権その他の権利を含む）を侵害し、不正利用し、希釈し、不正競争し、またはその他の違反をしたとの主張を含みます。上記に関わらず、損害賠償を受ける当事者の責任、損失、費用、損害、クレーム、和解金（弁護士費用、裁判費用および鑑定費用を含みます）に関して、損害賠償を受ける当事者による意図的な不正行為によって、当該責任、損失、費用、損害、クレームおよび和解金（合理的な弁護士費用、裁判費用および鑑定費用を含む）が生じた範囲においては、加入者は、損害賠償を受ける当事者に損害賠償をする義務を負いません。

8. 契約期間

本契約は、本加入期間の間、存続しますが、お客様、お客様の関連会社またはお客様の代理人が本契約（なお、CPSを含みます）の重要な条件を遵守しなかった場合には本契約は終了します。また、エントラストは、その独自の裁量にて、第三者によるライセンスまたはエントラストが拘束される他の契約上もしくは法律上の義務を遵守するために、お客様に通知をすることによって本契約を終了することができるものとします。本契約は、本加入期間が満了したときに、また本加入期間が終わる前にすべてのエントラスト証明書を取り消した場合にはエントラストが本契約に基づいて発行した本証明書のすべてを取り消し

たときに、終了します。お客様は、本加入期間が満了した場合、エントラスト証明書のすべての使用を中止し、本契約に基づいて発行されたエントラスト証明書を、インストールされた装置および／またはソフトウェアから削除しなければなりません。本契約書の第8条のほか、3条、4条、5条、6条、7条、9条および10条は本契約の終了にもかかわらず存続します。すべての支払義務は、本契約終了後も存続します。

9. 可分性

本契約、CPSおよびその他の契約の各規定は、可能である場合にはいつでも、適用法令に基づいて有効であるように解釈されるものとします。特定の事実または状況に対する本契約のいかなる規定、CPS、その他の契約またはこれらのいかなる部分の適用が仲裁人または管轄裁判所によって無効または執行不能と判断される場合、(i)その他の特定の事実または状況に適用されたときの当該規定の有効性および執行力ならびに本契約、CPSまたはその他の契約におけるその他の規定の有効性は、これによって影響を受けずまた損なわれないものとし、また(ii)かかる規定は、その意図を果たすよう最大限の範囲において執行され、当該規定を有効かつ執行可能とするに必要な範囲でなんらの行為を要することなく修正されるものとします。

さらなる明確化のために、(I)損害賠償責任の制限、(II)表明、保証、条件または義務の放棄、または(III)損害賠償に関する本契約、CPSおよびその他の契約の各規定は、本契約、CPSおよびその他の契約のその他の規定から分離可能なものと明示的に意図されており、またそのように解釈され執行されるものと、明示的に理解され合意されるものとします。

10. 完全合意

本契約（CPSを含む）は、本契約の目的事項に関する両当事者間の完全な合意を構成し、当事者間の従前の全ての交信、了解事項、提案その他のやりとりは本契約の条項に取って代わられるものとします。発注書に含まれるまたは付帯する契約条件は、加入申込のあったエントラスト証明書の特定期間および数量を除いて、無効です。加入者は、エントラストグループとAdobe Root CAを構成するすべての者が、本契約4条から10条までの第三受益者であることに同意します。